

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

国民年金加入当初は、夫が病弱で仕事をしていなかったため夫婦共に保険料は納めていなかったが、私が勤めていたときは夫の分の保険料を納めていたし、夫が勤めていたときは私の分の保険料を納めていた。

保険料は、私が地区の納税組合の役員の人を通じて納めていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は国民年金加入当初には免除期間はあるものの、申立期間を除き保険料の未納は無く、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、B町では、申立人が主張する地区の納税組合による国民年金保険料の納付は行われていた。

さらに、申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立期間当時、申立人の元夫は会社に勤務しており、国民年金加入当初のような経済的理由により未納となることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月及び同年 3 月

昭和 51 年 11 月 18 日に義母が A 町(現在は、B 市)の役場に行った際、役場職員から私の国民年金の同年 2 月及び同年 3 月の保険料が未納であると指摘されたため、義母がその場で現金で保険料を納入した。

義母は、既に死亡しているため当時の具体的な状況を確認できないが、義父が申立期間当時の現金出納の状況を家計簿に記録しており、その中に昭和 51 年 11 月 18 日の日付で私の保険料を納付したことが記載されている上、夫も母親が私の結婚前の未納の保険料を納付してきたと聞いたことがあると話していることから、申立期間の保険料は納めていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間当時の現金出納の状況を記録していた家計簿には、申立人の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記述があり、その金額は申立期間の 2 か月分の保険料の額と一致する。

また、申立期間は、2 か月と短期間である上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の義母は、国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間当時 A 銀行 B 支店で預金を払い戻し、C 市役所から送付されてきた納付書に現金を添えて納付しました。

当時、私の夫は建築業を経営しており、確定申告は税理士に依頼していましたが、確定申告書には領収書が必要であり、3 か月とはいえ未納ということは考えられないので保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入した昭和 44 年 1 月 13 日以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、夫が経営していた建築業の経営は順調であったとしており、申立期間前後を含めて生活状況に変化がうかがわれないことから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、39年9月を1万6,000円、同年10月から40年6月までを1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月11日から40年7月15日まで

私は、A社B工場で、昭和39年9月前後に所属する課の異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので厚生年金保険加入期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主が保管している厚生年金加入員台帳及び退職者年金台帳並びに申立人が提出した写真から判断すると、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、申立人が昭和40年7月15日まで正社員として当該事業所に勤務しており、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和38年10月及び39年10月の社会保険事務所の記録から、同年9月は1万6,000円、同年10月から40年6月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、

事業主は不明としているが、事業主が保管する厚生年金加入員台帳には、昭和 40 年 8 月に資格喪失届を提出した際に、社会保険事務所から、既に 39 年に資格喪失届が提出されている旨の指摘があったと推定されるメモ書きがあり、事業主は、申立人の被保険者資格喪失届における資格喪失日を同年 9 月 11 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 3 日から 44 年 6 月 1 日まで
② 昭和 44 年 12 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
昭和 41 年 7 月に結婚のため退職した時に、35 年 7 月から 41 年 6 月までの期間については脱退手当金を受給しているが、その後に勤務した会社は他県に本社があり手続はできないはずであるのに、申立期間の脱退手当金がどうして受け取ったことになっているのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立人に係る A 社及び B 社と C 社 D 支社の厚生年金保険被保険者期間は、それぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

一方、申立人が記憶している受給した脱退手当金の金額（5 万円）は、受給したとする A 社に勤務していた期間と B 社に勤務していた申立期間①を合算した期間を基礎とした金額（5 万 353 円）におおむね一致するとともに、この期間の厚生年金保険被保険者記号番号も同じであることから、申立期間①は申立人が受給したとする期間と併せて受給したものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 12 月 4 日から 27 年 12 月 26 日まで
申立期間において、A社B工場に女工員として勤務していたが、27歳で定年のため退職した。

脱退手当金（金額 1 万 8,066 円）が昭和 28 年 9 月 16 日に支払済みとなっているが、社会保険庁からも会社からも受け取った記憶は無い。

当時の同僚も脱退手当金を受け取った記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、厚生年金保険の被保険者期間の資格を有する女子に脱退手当金が支給されるのは、資格喪失事由が婚姻又は分娩の場合とされているところ、申立人は、A社B工場を退職したのは年齢制限を事由とし、「婚姻したのは昭和 30 年 4 月である。」と主張しており、この事実関係については、C市の改製原戸籍からも確認できるほか、申立人の弟及び同僚からも申立人の主張には相違ない旨の証言があることを踏まえると、申立人は脱退手当金の当該支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立人は、「当時の初任給が 2,500 円であったと記憶しており、脱退手当金が 1 万 8,066 円であれば大金であるので記憶しているはず。同じ仕事で同じ時期に退職した同僚が脱退手当金を支給されていないのに、自分だけ支給になっていることについて疑問を感じている。」と述べており、その同僚からは「私の退職事由は希望退職であり、退職金は受け取っていたが、脱退手当金の説明は受けていなかった。」との証言があること、申立人が資格喪失した昭和 27 年 12 月の前後 2 年の間に資格喪失し、脱退手当金の受給要件の 1 つである被保険者期間の要件を満たす当該工場の被

保険者 27 名（申立人を含む。）のうち 24 名が満 28 歳未満で退職していることなどを勘案すると、申立人の主張に不自然さはない。

さらに、申立人は、昭和 37 年 9 月以降 C 市において再就職し、別の厚生年金保険被保険者記号番号を取得していたが、申立人が所持する年金手帳を確認すると、54 年 2 月に同番号について重複取消の措置が採られ、申立期間の記号番号に統合されており、初めて被保険者となった日も 21 年 12 月 4 日に訂正されていることを踏まえると、54 年 2 月時点において申立人は、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認識していたことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年12月までの期間及び54年4月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から52年12月まで
② 昭和54年4月から平成元年6月まで

私が個人経営していた工場の従業員の厚生年金保険の加入についてA社会保険事務所に手続に行ったところ、国民年金の説明があり、60歳まで全部掛けた方が良く、同事務所のBという窓口の人に勧められ、妻の分を含めた二人分の保険料34万円を一括で翌日に支払った。

会社を経営していたので、現金100万円は常に用意していた。

税金を滞納したことは無く、経営も苦しくはなかったので国民年金の保険料を納付でき、毎年1年分を前納していた。

申立期間の国民年金保険料を納めていたので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、50歳に近い時期に社会保険事務所のB氏に言われ、60歳までの保険料として妻の分を含めた二人分の34万円を支払ったと主張しており、この主張に該当するのは申立期間②であるが、国民年金保険料を10年間前納する制度は無い。

また、申立期間①については、第3回特例納付制度を利用すれば納付することができるが、当該申立期間の保険料は申立人と申立人の妻の二人分で45万6,000円であることから申立人の主張する金額と相違している。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金に加入し保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年12月までの期間及び55年4月から平成元年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から52年12月まで
② 昭和55年4月から平成元年12月まで

私の夫が個人経営していた工場の従業員の厚生年金保険の加入についてA社会保険事務所に手続に行ったところ、国民年金の説明があり、60歳まで全部掛けた方が良く、同事務所のBという窓口の人に勧められたことから、夫は私の分を含めた二人分の保険料34万円を一括で翌日に支払った。

夫は会社を経営していたので、現金100万円を常に用意していた。

税金を滞納したことは無く、経営も苦しくはなかったので国民年金の保険料を納付でき、毎年1年分を前納していた。

申立期間の国民年金保険料を納めていたので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、50歳に近い時期に社会保険事務所のB氏に言われ、60歳までの保険料として夫婦二人分の34万円を支払ったと主張しており、この主張に該当するのは申立期間②であるが、国民年金保険料を10年間前納する制度は無い。

また、申立期間①については、第3回特例納付制度を利用すれば納付することができるが、当該申立期間の保険料は申立人と申立人の夫の二人分で45万6,000円であることから申立人の夫の主張する金額と相違している。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付は申立人の夫が行っており、申立人自身は保険料の納付に関与していないほか、申立人が申立期間について、国民年金に加入し保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫が申立期間について国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から16年6月までの国民年金保険料については、全額免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月から16年6月まで
平成13年度から、全額免除申請をしていたので、毎年全額免除になっているものと思っておりましたが、平成15年7月から16年6月までの期間のみ半額免除となっていました。
平成15年と16年は年収が同じだったと思うのに、なぜ15年のみ半額免除となっているのか理解ができない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管している申立人の所得状況資料によると、申立期間の申請免除の審査対象となる平成14年の所得については、全額免除、半額免除共に該当する額であったことから、申立人が全額免除の申請を行うことは可能であったことがうかがえる。

しかしながら、国民年金保険料の免除申請は、全額あるいは半額のどちらの免除区分を申請するかを申請者が申請書に記入して市町村窓口に提出することになっており、これら手続に誤りがあった事実は見当たらない。

また、半額納付の納付書が送付されてきた時に、申立人は社会保険事務所の職員に住所と名前を記入したものを提出したので、全額免除に変更されたものと思っていると述べているが、この事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金の被保険者資格を取得したときから付加年金に加入して保険料を納めてきました。

夫の転勤に伴い、A 市から B 市、それから C 市へと住所を移していますが、その都度、付加年金に継続して加入してきました。

C 市役所からは付加年金の無い定額保険料の納付書が送付されてきましたが、私自身は付加年金が含まれている金額だと思い納付してきました。

国民年金の納付記録について照会したところ、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は付加年金分が納付されていないとの回答でした。

申立期間の付加年金の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和 60 年度国民年金保険料領収証書 4 枚の納付額はいずれも 2 万 220 円と記載されており、これは申立期間の定額保険料 6,740 円の 3 か月分であり、付加保険料月額 400 円は含まれていない。

また、申立人が昭和 60 年 4 月 16 日に B 市から C 市に住所を変更した際に、付加年金辞退の意思表示をしたかどうかについては、B 市が保管している国民年金被保険者名簿に辞退の記載は無く、C 市においては申立人に係る被保険者名簿は廃棄済みであり不明である。

さらに、C 市での住所変更手続は申立人の夫が行い申立人自身は関与しておらず、夫は国民年金の転入手続の際の付加年金に係る申込みについては記憶が無いと述べている。

加えて、付加保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに

申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から53年6月まで

昭和53年ごろ、義母が、A市役所に勤務していた方から「お宅のお嫁さんは、国民年金が10年分未納となっている。保険料を納付するのは義務だ。」と言われ、自宅にて、その方に10万円を手渡し、私の国民年金保険料を納付してくれた。

社会保険事務所に照会したところ、申立期間は未加入期間であり、保険料納付の事実は確認できないと言われたが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与しておらず、納付を行ったとする申立人の義母は、納付した時期及び納付した期間については記憶が曖昧であることから、納付の状況等を確認することができない。

また、申立人の夫は、厚生年金保険に加入しており、申立人は婚姻により昭和42年4月1日に国民年金の強制加入被保険者の資格を喪失しているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳には、申立期間に国民年金の被保険者の資格を再度取得した記録は見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者ではなく、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から46年2月まで
勤務していたA社を昭和43年9月30日に退職し、自営業を始めた。退職する際にA社の経理担当者から国民年金の手続を教えてもらい、間違いなく加入手続をして納付をしたのを覚えている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間は、夫婦の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人とその元妻の手帳記号番号は、昭和55年9月7日に連番で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和55年6月1日に新規に資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間として取り扱われており、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間については、納付書（カップ）が郵送で届きB市役所C支所で保険料を納付していたとしているが、申立期間当時のB市の納付方法は印紙検認方式であり、申立人の主張とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から同年11月まで
二十歳になった平成元年5月に、父が国民年金の加入手続をしてくれた。当時は学生で保険料の納付資力が無かったので父が納付してくれた。納付書の控えの領収書を見た記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成3年11月12日ごろであると推認されることから、申立期間の大部分は、時効のため国民年金保険料を納付することはできない期間となる。

また、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年10月まで

国民年金の加入手続の際に、市役所の職員から、A法人の職員の妻は国民年金保険料をさかのぼって納付することができると説明された。将来年金が増えると考え、それほど大きい金額ではなかったので一括して納付した。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿、B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人が最初に国民年金に加入したのは、昭和51年11月20日の任意加入であることが確認できることから、申立期間は未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 42 年 2 月までの期間及び同年 7 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 42 年 2 月まで
② 昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、その後、保険料を納付してきてくれたと思う。

また、平成 11 年に社会保険事務所に行った際、保険料の納付期間が短いと年金の金額が少なくなるので、これから納付することができると言われたため、同年の 5 月ごろから約半年間 2 万 1,000 円から 2 万 2,000 円ぐらいを毎月納付した。納付するときにはいつも年金手帳を持参したが、それは必要無いと言われた。そのとき、領収書などは受け取っていない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを 3 回受けているところ、A 市が保管する各国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿(紙名簿)では、申立期間①及び②のいずれの期間も保険料の納付が確認できない。

また、申立人は、平成 11 年 5 月ごろから約半年間、月額 2 万 1,000 円から 2 万 2,000 円の金額を納付したとしているが、どの期間に係る保険料か定かではなく、その期間は申立期間①及び②共に時効により納付できない上、納付したと主張する金額についても、申立期間当時の国民年金保険料は 100 円から 250 円であることから、実際の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人は、申立期間の中に未納期間があることを認識している

上、申立人の国民年金への加入手続及び当初の保険料納付を行っていたとする申立人の父は既に死亡しているため当時の状況を聞くことができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月2日から同年12月まで

私は、申立期間の厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、A社B工場における加入期間の記録が確認できないとの回答をもらった。

当該事業所は、C市にあった大きな工場であり、エンジン設計の仕事をしていた。

朝礼の際、所長から、厚生年金保険の掛金については会社の負担分を多くし、従業員の負担分を軽減していると聞いたことが頭に残っているので、厚生年金保険に加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の所在地及び仕事の内容等を具体的に記憶していることから、C市にある工場に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているA社B工場は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、記憶している3名の同僚は既に死亡していると述べており、証言を得ることはできない。

さらに、申立てに係る事業所はD社E工場と推察されるが、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が無い上、申立人が記憶している元同僚3名についても被保険者記録は確認できない。

加えて、当該事業所の事業を継承したとみられるF社では、「当時の人

事記録及び社会保険に係る資料はすべて現存していない。」と回答をしており、申立てに係る事実を確認できる証言等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。